

仕様書

1 名称

事務局移転に伴うLANケーブル等敷設業務

2 業務概要

事務局移転に伴い、新事務局内におけるLANケーブル等の敷設を実施すること。

3 実施場所

山口市大手町9番11号 山口県自治会館 3階（移転先）

※エレベーター1基

4 履行业務

(1) LANケーブル等の調達及び敷設（調達物品については、別紙1参照）

※別紙1に記載する参考品については、物品選択の用に供するため例示しているものであり、物品を指定するものではない。

※什器（椅子、机、収納庫等）搬入（10月6日～8日予定）後、敷設位置の調整等に柔軟に対応すること。

※OAフロア下へ敷設すること。なお、各ハブから近接するPC等へ敷設する場合など、フロア上へ敷設する際は、受託者と山口県市町村職員共済組合の協議のうえ実施すること。

(2) その他必要な作業

5 履行期間

(1) 本業務の履行期間は、契約締結の翌日から令和7年10月9日（木）までとする。

(2) 敷設工事については、令和7年10月9日（木）までに完了するものとし、工事期間は、本組合との打合せにより決定するものとする。

6 敷設図

別紙2参照。電源位置については、別紙4参照。

7 業務実施にあたっての留意事項

(1) 業務全体を管理・統括する責任者を置くこと。山口県市町村職員共済組合との連絡は原則として、この統括責任者を通して行うものとし、メール及び電話による問い合わせを可能とすること。

(2) 本業務に関する打合せ協議を必要に応じて随時行うものとする。

(3) 本業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、または本業務以外の目的に使用してはならない。本業務終了後においても同様とする。

(4) 受託者は、本業務の履行にあたり、受託者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。

8 その他

本仕様書に定めのない事項において付帯的に実施しなければならないことが生じた場合、または解釈に疑義が生じた場合は、受託者と山口県市町村職員共済組合の協議により、実施、決定することとする。